

カラスバト

1 種名

和名 カラスバト（鳥綱ハト目ハト科）

学名 *Columba janthina*

2 概要

本州、九州沿岸の島、伊豆、大隅、奄美、沖縄諸島に留鳥として分布する。2～9月にかけて、樹上や樹洞に皿形の巣をつくり1卵を産む。温暖な照葉樹林に生息し、果実や堅果を採餌する。成熟した照葉樹林の伐採が減少の主要因である。

3 指定要件

県内における生息地面積が5平方km以下、生息地が5地点であり、個体数の継続的な減少が予測されることから、規則第19条第1項第2号の「種の個体の出現範囲が500平方km未満又は生息地等の面積が50平方km未満であると推定される場合において、
イ 生息地等が過度に分断され、又は5以下の地点に限定されていること。
ロ 出現範囲、生息地等の面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測されること。
を満たすものであること」に該当する。

4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項（条例第20条第2項関係）

条例第20条第2項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。

- (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による捕獲等の許可がされない場合
- (2) 文化財保護法第125条第1項の規定による現状変更等の許可がされない場合

5 捕獲等の届出の適用除外（条例第20条第6項第2号関係）

条例第20条第6項第2号の「指針に定める場合」は、次のとおりとする。

- (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による捕獲等の許可を受けた場合
- (2) 文化財保護法第125条第1項の規定による現状変更等の許可を受けた場合

6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査（規則第23条第2号）

規則第23条第2号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、該当なしとする。